

飼養施設や設備の構造基準

○設備等の配置の状況		(規則第10条の6第2項第2号)
イ	ケージ等（動物の飼養又は保管に飼養するおり，かご，水槽等の設備）	
ロ	給水設備	
ハ	消毒設備	
ニ	餌の保管設備	
ホ	清掃設備	
ヘ	遮光のため又は風雨を遮るための設備	
ト	訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業を行おうとする者に限る）	
チ	排水設備	
リ	洗浄設備	
ヌ	汚物，残さ等の廃棄物の集積設備	
ル	空調設備（屋外施設を除く）	

○飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項		(基準省令第3条第1号)
ロ	飼養施設に備える設備の構造，規模等は次に掲げるとおりとする。	
	(1) [規則第10条の6第2項第2号イからト] の設備を備えている	
	(2) 必要に応じて [規則第10条の6第2項第2号チからル] の設備を備えるよう努めること	
	(3) 生活環境を著しく損なうおそれがある場合は，空気清浄機，脱臭装置，汚物用の密閉容器等の設置	
	(4) ねずみ，はえ，蚊，のみ等の衛生動物の侵入を防止又は駆除を行うための設備	
	(5) 飼養施設等は，事業の実施に必要な構造及び規模	
	(6) 清掃が容易である等衛生状態の維持管理がしやすい構造	
	(7) 動物の逸走を防止することができる構造及び強度	
	(8) 飼養施設は，作業の実施に必要な空間を確保している	
	(9) 飼養施設の構造・規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切でない	
	(10) ケージ等は次に掲げるとおりとすること。	
	(一) 底面はふん尿等が漏えいしない構造	
	(二) 通気が確保され内部が見える構造（傷病動物等の事情の場合は，この限りでない。）	
	(三) 衝撃による転倒防止措置が講じられている	
	(四) 動物によって容易に損壊されない構造及び強度である	
	(五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。（傷病動物もしくは一時的な保管等特別な事情の場合は，この限りでない。）	
	(イ) 犬及び猫以外の動物のケージ等は，個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる，横たわる，羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては，必要に応じて，走る，登る，泳ぐ，飛ぶ等の運動ができるように，より一層の広さ及び空間を有するものとする。	

		(ロ) <b>犬又は猫のケージ等</b> は、次のとおりとすること。
		(i) 犬にあつては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の2倍以上(複数の場合は、高さは最も体高が高い犬の2倍以上)
		(ii) 猫にあつては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上(複数の場合は、高さは最も体高が高い猫の3倍以上)、かつ、ケージ等内に1以上の柵を設け、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。
		(iii) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。
		① 犬にあつては、1頭当たりのケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の6倍以上かつ高さが体高の2倍以上(複数の場合はケージ等の1頭当たりの床面積の3倍以上かつ最も体長が長い犬の床面積の6倍以上)。体高は最も体高が高い犬の2倍以上)
		② 猫にあつては、1頭当たりのケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の2倍以上かつ高さが体高の4倍以上(複数の場合はケージ等の1頭当たりの床面積以上かつ最も体長が長い猫の床面積の2倍以上。体高は最も体高が高い猫の4倍以上)、かつ、ケージ等内に2以上の柵を設け、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。
		(iv) 分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。
	(11)	ケージ等及び訓練場は、突起物、穴等のない安全な構造及び材質とすること。また、 <b>犬又は猫の飼養施設</b> については、床材として金網が使用されていないものとする(四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。)とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。
	(12)	清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。
	(13)	動物の逸走を防止することができる構造及び強度
	ハ	飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
	(1)	ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。(一時的な保管等特別な事情の場合は、この限りでない。)
	(2)	ケージ等に、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
	(4)	ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
	(6)	逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。
	○	動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項 (基準省令第3条第3号)
	ロ	<b>犬又は猫の飼養又は保管</b> を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。